

記

1. このような機関の任務は、科学技術行政に関する基本的な企画立案、総合調整に止めるべきこと。
2. 原子力に関する行政はその性格上からみて、他の科学技術行政から切り離すべきこと。

3-18

庶発第681号 昭和30年11月2日

内閣総理大臣 鳩山一郎 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

日本におけるロシア研究について（要望）

日本学術会議は、下記の見地から、政府が日本におけるロシア研究を盛んにするため、適当な処置（たとえば、大学における講座の新増設、研究所の拡充、その他）をとられるよう、ここに本会議第20回総会の議により要望します。

記

ロシアならびにソ連の文化が世界文化の中でしめる重要さについては、くわしく述べるまでもない。ところが従来わが国では、英、米、独、仏、中国などの文化の研究に比して、ロシアならびにソ連の研究は、はるかに立ちおくれている。

このことは、わが国の学術と文化の将来にとつて、大きな欠陥をもたらすおそれがある。

3-19

庶発第682号 昭和30年11月2日

内閣総理大臣 鳩山一郎 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

大学・研究所等における外国人研究者の受入れ制度について（要望）

日本学術会議は、さきその第15回総会の議により、「外国からの留学生を招くための奨学基金の設定について」（昭和28年11月2日付庶発第559号）を勧告し、その一部は既に実現されていますが、最近の事態はさらに一步を進めて、大学・研究所等において海外から研究者を招き、相当期間研究に従事することができる制度を設けることが、学術の交流特にわが国の学術の海外への紹介に資するために必要であると考えますので、政府においてこのことについて適当な処置を考えられるよう、ここに本会議第20回総会の議により要望します。

3-20

庶発第683号 昭和30年11月4日

内閣総理大臣 鳩山一郎 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

分析化学中央機関の設置について（要望）

化学における機器測定ならびに化学分析は化学、物理等の基礎をなす科学であるばかりでなく、医学、薬学、工学、農学等の応用科学の各分野にわたつて、きわめて重要な役割をめています。さら

に近時、化学の多くの研究においては、さん新な科学機器の応用に待つものが多く、高度の分析技術の確立を前提とする現状となつてきました。

また、産業界においても、生産会社の製造工程の管理および製品の検定の基礎となるものは、分析および測定にあるので、現在よりもさらにより確実な結果がより迅速に得られるような方法が常に要望されています。

よつて、日本学術会議は上述の学界、産業界の現状にかんがみ、分析に関する近代的設備を具え、理農工医薬の諸方面にわたる産業ならびに研究の両方面より要求される分析に対して充分なサービスをすることを主たる任務とし、さらにその任務を達成するために必要な研究を行う分析化学中央機関を設置するより、ここに本会議第20回総会の議により要望します。

分析化学中央機関設立趣意書

化学における機器測定ならびに化学分析は化学・物理等の基礎をなす科学であるばかりでなく、医学、薬学、工学、農学等の応用科学の各分野にわたつて、きわめて重要な役割をしめ、学術、産業ならびに経済におよぼす影響にきわめて重大なるにもかかわらず、わが国においては一般にこれを軽視する傾向がある。

わが国の資源は、きわめて貧弱であり、未利用資源の開発と利用とが経済再建に活路を開くものであると言われ、更に貿易を盛んにして輸出をのばすことが国の経済を安定させる唯一の方法と言われている。しかして、これら資源の量と品質とを正確に、しかも迅速に知る新しい分析方法を究明し、または生産の管理に必要な新しい機器による測定法を考案して、これを生産面に応用することは未利用資源の開発ばかりでなく、生産性を科学的に向上させるためにも必要であるとともに権威ある分析結果や、正確な物理的の測定によつて商品の信用を高めることは、貿易促進、輸出振興の意味から言つても、きわめて大切なことである。

しかるに現存研究所の機構では、これら分析法ならびに測定技術の迅速な進展を期待して、産業界の切実な要求に応じることは、困難な実情にあり、この実現を期するには、わが国化学技術の知能を結集し、世界でも最優秀と言われている設備を完備する分析化学中央機関をすみやかに設置すべきである。

本案の中央機関は学界、業界の要請による分析化学の研究、測定機器の創作ならびに改良、新しい迅速かつ正確な測定方法の考案、製造工程においてその管理に必要な機器の試作、分析または測定に必要な標準品の試作および頒布を行うとともに、わが国において、いまだに完備しないさん新にして高性能の測定装置を、この中央機関に設置して、できるだけ、高価な測定装置を各所に購入することを避け、広く学界、業界の利用にまかせ、さらに分析と測定とのサービスをすることを目的とするものである。

事業内容

I

- (1) 化学分析全般にわたる研究
- (2) 科学機器の研究
- (3) 規格分析法の研究（併せて International organization for Standardization と密接な関係のもとに研究を行う。）

(5) 標準試料，標準試薬の研究ならびに製造，頒布

II

(6) 測定法ならびに分析法の依頼研究

(7) 依頼測定

(8) 依頼分析

(9) 審判分析

III

(10) 科学機器研究指導ならびに講習（内地留学生および会社派遣員も受入れる。）

(11) 分析化学研究指導ならびに講習（ 同 上 ）

(12) 文献の調査および頒布

(13) 測定ならびに分析に関する相談

（注） 設備は一般の使用に公開することができる。

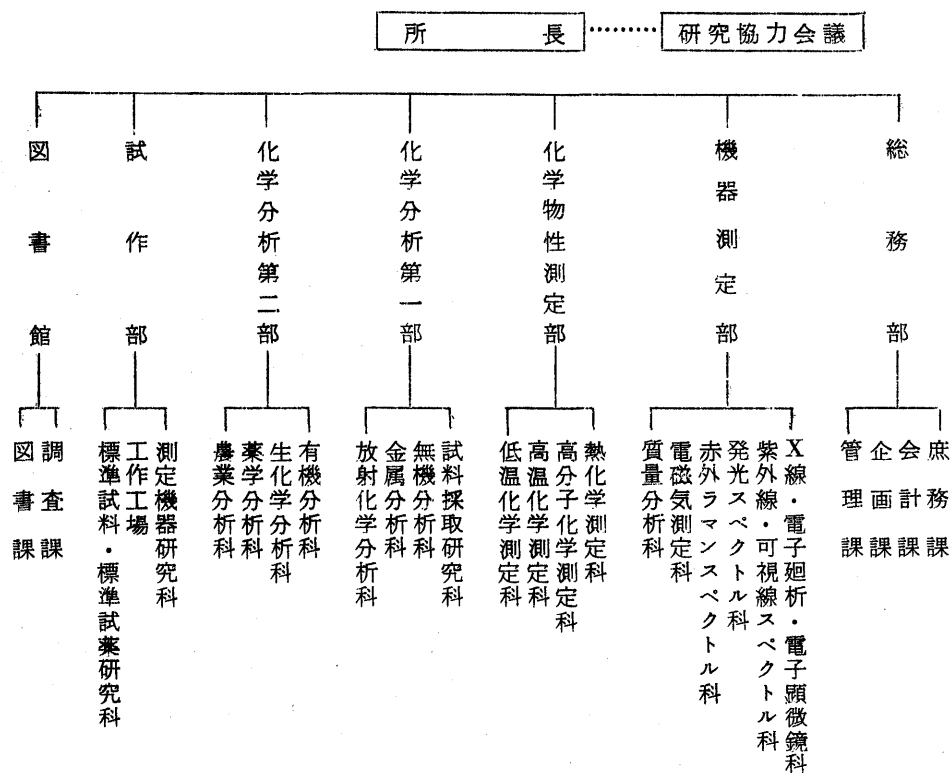
機 構

(1) 国立機関またはこれに準ずるものとする。

(2) 所長その他の職員を置く（人員構成は次表の通り）

(3) 全国の化学者の総意を反映するために研究協力会議をつくり所長の諮問機関とする。

(4) 所内各部課の構成を次のごとくする。



予 算

(1) 新 営 費

工 事 費

建築工事費 (坪6万円, 4500坪)

270,000,000

電気, 衛生, 機械設備工事

(坪2万3千円, 4500坪)

103,500,000

空気調節, 圧搾気体配管

(坪5万円, 4500坪)

225,000,000

附帯設備費

電話交換機 (200回)

屋上水槽 (3)

19,500,000

汚物処理, 昇降機 (2)

特殊附帯設備費

100,000,000

(坪20万円, 500坪)

718,000,000

主要設備費

550,000,000

1,268,000,000

土地 (坪1万円として1万坪)

100,000,000

計 1,368,000,000

(2) 経 常 費

人 件 費

職員俸給及び諸手当

計約 136,237,710

非常勤務員手当

588,000

職員旅費

4,340,000

141,165,710

研 究 費

施設維持費

50,000,000

備品費

45,000,000

消耗費

100,000,000

図書費

5,000,000

光熱及び水料

20,000,000

印刷製本費

5,000,000

雑費

30,000,000

255,000,000

一般庁費

一般庁費

1,794,000

その他 (初年度調弁費, 自動車購入費)

9,633,000

11,427,000

計 407,592,710

(3) 収 入			
依 頼 測 定	10,000 件 @	1,000	10,000,000
依 頼 分 析	5,000 件 @	3,000	15,000,000
分析法依頼研究	100 件 @	50,000	5,000,000
標 準 体	5,000 件 @	1,000	5,000,000
実 験 指 導	200 件 @	120,000	24,000,000
審 判 分 析	200 件 @	10,000	2,000,000
設 備 使 用			3,000,000
合 計			64,000,000

3-21

庶発第680号 昭和30年11月4日

内閣総理大臣 鳩 山 一 郎 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

海難防止に関する対策について（勧告）

わが国には海難事故が多く、この防止対策を講ずることはきわめて必要なことと思われまふ。日本学術会議は、このために特に海難防止特別委員会を設けてその原因について科学技術の面から審議してきましたが、このたび、下記のとおりの方策を講ずべきであるとの結論を得たので、政府がその速なる実現をはかられるよう、ここに本会議第20回総会の議により勧告します。

記

海難事故の大部分は、気象、海象、船舶、港湾、船舶運航についての科学技術的な整備不十分によつて発生している。これらの諸要素について必要な主要対策は次のとおりである。

1. 気象及び海象関係

- 1.1 気象観測の充実をはかること。
- 1.2 起り得べき気象災害の調査研究を行うこと。
- 1.3 気象情報収集交換の確実化をはかること。
- 1.4 風浪及びうねりの調査研究並びにその予報の強化をはかること。
- 1.5 主要港湾における船舶への気象情報の通達解説業務の整備をはかること。
- 1.6 船舶職員に対して適切な気象教育を行うこと。
- 1.7 迅速適切な予報の研究を行うこと。
- 1.8 沿岸附近の海底地形の精測を行うこと。

2. 船 舶 関 係

- 2.1 戦時標準船を解体すること。
- 2.2 小型船に対し船舶安全法を適当に改正すること。
- 2.3 満載吃水線の標示を要する船舶の範囲を拡張すること。
- 2.4 船舶の安全性に関する研究を推進すること。